

呉市教育振興基本計画

(令和4年度～令和8年度)

令和4年3月

(令和6年8月改定)

呉市教育委員会

目 次

第1章 計画の策定に当たって

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 本計画の位置付け 1
- 3 計画期間 2
- 4 対象分野 2

第2章 学校教育を取り巻く状況

- 1 社会情勢の変化 3
- 2 国の動向 5

第3章 目標と施策の体系

- 1 目標 7
- 2 施策の体系 8

第4章 施策の展開

- 基本施策1 義務教育の充実** 9
 - 施策1 幼児教育の充実 12
 - 施策2 小中一貫教育を基盤とした「つながり」を重視する教育の推進 . . . 13
 - 施策3 特別支援教育の推進 14
 - 施策4 ICTを活用した教育の推進 15
 - 施策5 英語教育の推進 16
 - 施策6 豊かな心と体を育てる体験活動の充実 17
 - 施策7 読書活動の推進 18
 - 施策8 教職員・組織の活性化 19
- 基本施策2 高等学校教育の充実** 20
 - 施策9 総合学科の特色を生かした教育の推進 21
 - 施策10 自立と社会貢献への意識を育てる教育の推進 22
- 基本施策3 安全・安心な教育環境の充実** 23
 - 施策11 安全・安心で快適な環境整備 24
 - 施策12 就学等への支援 25
 - 施策13 いじめなどの問題行動や不登校への取組 26
 - 施策14 防災教育の推進 28

第5章 施策の推進に当たって

- 1 関係機関・団体等との連携 29
- 2 積極的な情報発信 29
- 3 計画の進捗管理 29

資料編

- 用語解説 30

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

国は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項の規定に基づき、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に、平成20年に教育振興基本計画、平成25年に第2期教育振興基本計画、平成30年に第3期教育振興基本計画を策定しています。

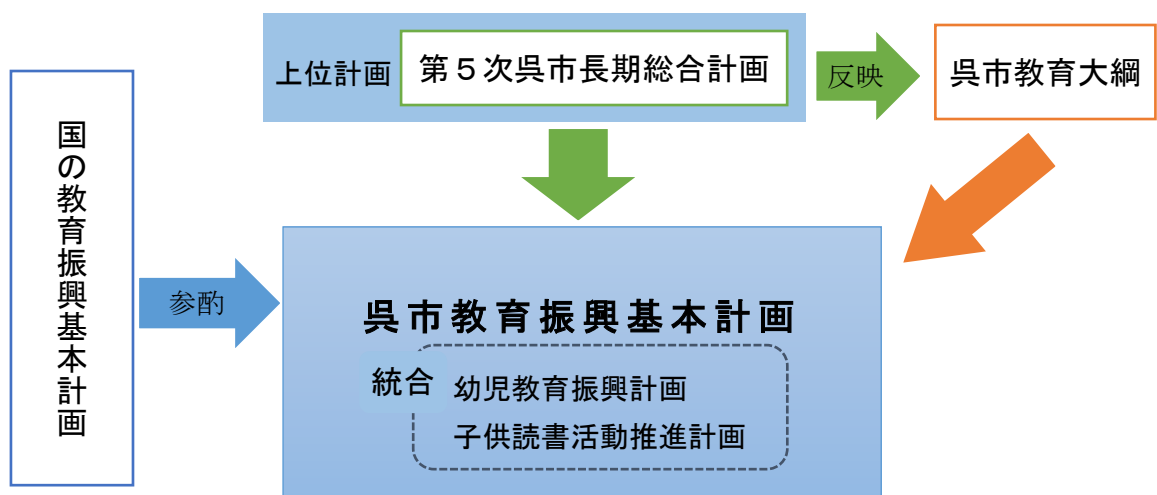
また、地方公共団体は、教育基本法第17条第2項の規定により、国の教育振興基本計画を参酌しながら、地域の実情に応じた教育の振興に関する基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

こうしたことから、社会情勢等を踏まえながら、中期的かつ総合的な展望を持ち、呉市の教育行政を計画的・体系的に進めるため、本計画を策定するものです。

2 本計画の位置付け

本計画は、市の最上位計画であり、まちづくりの基本となる「第5次呉市長期総合計画」の分野別計画に位置付け、教育・学術・文化の振興に関する総合的な施策を定めた「呉市教育大綱」を踏まえ、教育基本法に基づく呉市における教育の振興に関する基本的な計画として定めるものです。

また、これまで別途策定していた「呉市幼児教育振興計画」と「呉市子供読書活動推進計画」を本計画に統合します。



教育基本法（抜粋）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

3 計画期間

計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

4 対象分野

対象とする分野は、教育委員会が所管する小学校・中学校・義務教育学校・高等学校の学校教育と就学前の幼児教育※とします。

ただし、以下、特に説明がない限り、「小学校」には「義務教育学校前期課程」を、「中学校」には「義務教育学校後期課程」を、それぞれ含めます。

※について、巻末に用語解説を記載しています。

第2章 学校教育を取り巻く状況

1 社会情勢の変化

(1) 人口減少・少子高齢化の進展と地域コミュニティの希薄化

我が国の人口は、平成20年をピークとして減少傾向にあり、人口構造については14歳以下の年少人口が年々減少する一方で、65歳以上の高齢者人口の増加が続いています。人口減少や少子高齢化の進展が社会や市民生活に与える影響が懸念されます。

また、核家族化、ライフスタイルの多様化に伴い、家庭や地域社会も大きく変化し、地域における人間関係の希薄化や家庭の教育力の低下などが懸念されています。

こうした現状を踏まえ、学校と地域の連携・協働により、地域のコミュニティを再構築し、子どもの学びや育ちを支える体制を確立していくことが重要になります。

(2) 自然災害の発生や感染症の流行等

地震や津波、集中豪雨・台風などにより、日本各地で様々な自然災害が発生しており、平成30年7月豪雨では、本市も大きな被害を受けました。自然災害への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置いた学校の防災管理とともに、子どもたちに防災に関する基礎的・基本的事項を理解させ、安全の保持増進に関する実践的な能力や態度を養う防災教育が求められています。

また、令和2年には、新型コロナウイルス感染症が世界的に大流行し、我が国においても初めて緊急事態宣言が出されるなど、日常生活にも大きな影響を及ぼしています。学校においては、子どもたちの学びを保障するため、感染症対策を講じながら様々な工夫をし、教育活動を継続する必要があります。

これら以外にも事件・事故など、様々な状況を想定し、有事の際にも、持続的な学校運営や学習機会の確保など、様々な教育活動が継続できるような取組が求められています。

(3) グローバル化の進展

情報通信分野や交通分野での技術革新により、人や情報、文化等は国や地域を越えて自由に行き来し、生活圏も広がっています。

また、貧困、紛争、環境問題、エネルギー資源問題など、地球規模の人類共通の課題が増大しています。

このような状況の中、平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発

のための2030アジェンダ」には、「誰一人取り残さない」という理念の下、全ての国が取り組むべき目標を示した「SDGs※（持続可能な開発目標）」が掲げられました。

この目標達成に向け、一人ひとりが持続可能な社会の担い手として、市や県を越え、国を越えて、他者と連携・協働し、課題の解決に取り組むことが求められています。

歴史の中で育まれた呉市の豊かな文化、人・もの・ことに触れながら、郷土に学び、郷土への誇りや愛着を持つことができるようにするとともに、異文化を理解し、国際的視野に立って、多様な人々と共に生きる態度を養うなど、グローバルに活躍する人材の育成を図ることが重要です。

(4) 情報化社会の進展

ICT※機器の急速な普及に伴い、飛躍的に情報化社会が進展し、人工知能（AI）※が様々な分野で活用されるなど、社会や生活が大きく変化しています。一方では、個人情報流出等の問題に加え、子どもたちがSNS等を利用することで生じるトラブルなどの課題も指摘されています。

小・中学校においては、GIGAスクール構想※の実現に向け、児童・生徒に一人1台端末が整備され、様々な教育活動の中で、学びのツールとして活用され始めています。プログラミングや情報モラル※を含めて、情報活用能力※を育成することができるよう、ICT※機器を活用した教育の充実が求められています。

(5) 教育の機会均等

家庭の社会的・経済的背景と子どもの学力には相関関係がみられており、家計所得が学校段階において影響を与えているとの報告もあります。

経済的格差や障害の有無、日本語指導の必要性、不登校※など、どのような状況においても、全ての子どもたちが安心して学ぶ機会が提供されるべきであり、それぞれの夢や目標に向かって力を発揮することができる社会を構築する必要があります。

多様なニーズに対応した教育の機会を提供するために、個別の支援を充実させるとともに、関係機関等との更なる連携が求められています。

(6) 働き方改革の推進

社会全体で、働き方改革が進められており、学校においても喫緊の課題となっています。一方で、急激な社会の変化に伴い、学校が抱える課題はより複雑化し、解

決困難なものが増加しています。

学校における働き方を見直し、教職員のモチベーションの向上や子どもと向き合う時間の確保ができるよう、負担軽減や業務改善を図る必要があり、同時に教職員の資質・能力を高め、教育の質の向上を図ることも求められています。

2 国の動向

(1) 国の教育振興基本計画

国の「第3期教育振興基本計画」（平成30年度～令和4年度）は、第2期の計画で掲げた「自立」「協働」「創造」の三つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き続き継承し、次の姿を目指すものとしています。

【目指すべき姿】

- | | |
|-----------|---|
| 個人 | 自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成 |
| 社会 | 一人ひとりが活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現
社会（地域・国・世界）の持続的な成長・発展 |

また、教育を通じて生涯にわたる「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育施策の中心に据えて取り組むこととし、基本的な方針として次の五つが示されています。

【今後の教育政策に関する基本的な方針】

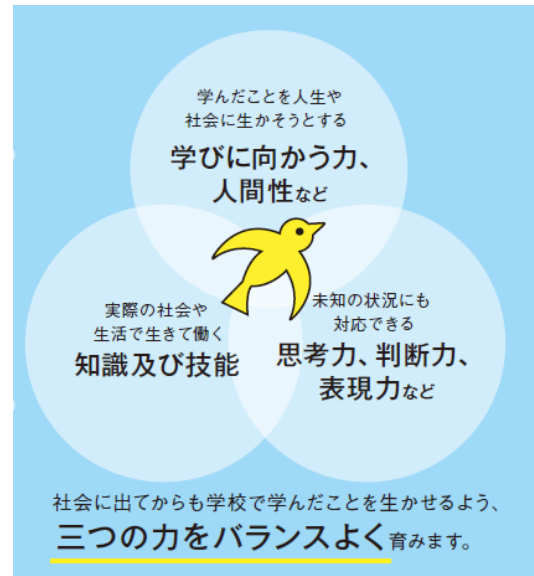
- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引^{けん}するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

(2) 学習指導要領[※]等の改訂

平成30年度に幼稚園教育要領、令和2年度に小学校学習指導要領、令和3年度に中学校学習指導要領がそれぞれ全面実施され、令和4年度には高等学校学習指導要領が年次進行で実施されます。

各要領においては、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という理念を学校と社会が共有し、連携及び協働によって、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すことが示されています。

また、複雑で予測困難な時代の中でも、子どもたち一人ひとりが、主体的に関わり合い、多様な他者と協働しながら、未来の創り手となることができるよう、必要な力が次の三つの柱で整理されています。社会に出てからも学校で学んだことを生かせるよう、これらの資質・能力をバランスよく育成することを目指すものとされています。



文部科学省HPより

【資質・能力の三つの柱】

- ・実際の社会や生活で生きて働く「知識及び技能」
- ・未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」
- ・学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」

第3章 目標と施策の体系

1 目標

未来を創る人材を育てる

第5次呉市長期総合計画に掲げる子育て・教育分野における「目指すべき姿」を踏まえ、本計画の目標を「未来を創る人材を育てる」とします。

幼児教育[※]においては、保育所、幼稚園や認定こども園、家庭や地域社会における学びを通して、就学前の子どもの健康な心と体や、未来を創り出す力、小学校につながる教育の基礎を培い、全ての子どもの健やかな育ちを支えます。

また、学校教育においては、呉市が全国の先陣を切って取り組んできた小中一貫教育[※]を基盤として、子どもたちが自立した人間として主体的に判断し、多様な人々と協働しながら、自ら学び、育つことで、チャレンジ精神を持ちながら自らの意思と力で生き方を選択し、新たな価値を創造することができる人材となるための教育を実施します。

さらに、支援を必要とする児童・生徒はもとより、全ての子どもたちが、安全・安心に学ぶことができる教育環境を整えます。

これらの施策により、未来を創る人材を育てます。



2 施策の体系

基本施策1 義務教育の充実

施策1 幼児教育の充実

施策2 小中一貫教育を基盤とした「つながり」を重視する教育の推進

施策3 特別支援教育の推進

施策4 ICTを活用した教育の推進

施策5 英語教育の推進

施策6 豊かな心と体を育てる体験活動の充実

施策7 読書活動の推進

施策8 教職員・組織の活性化

基本施策2 高等学校教育の充実

施策9 総合学科の特色を生かした教育の推進

施策10 自立と社会貢献への意識を育てる教育の推進

基本施策3 安全・安心な教育環境の充実

施策11 安全・安心で快適な環境整備

施策12 就学等への支援

施策13 いじめなどの問題行動や不登校への取組

施策14 防災教育の推進

第4章 施策の展開

基本施策1 義務教育の充実

呉市では、中一ギャップ※の解消と自尊感情※の向上のための取組を基盤とした資質・能力の育成をねらいとして小中一貫教育※を推進してきました。これまで進めてきた小中一貫教育※を基盤とし、四つの“つながり”を重視した教育を展開し、新しい時代に求められる資質・能力を育成します。

幼児教育※から義務教育、高等学校教育等につながる系統的な教育活動を重視するとともに、Society5.0※時代における創造性を育み、一人ひとりに個別最適化された学び※へのICT※の積極的な活用や情報活用能力※を高める学び、英語教育、豊かな心と体を育てる体験活動などを推進し、家庭や地域社会と連携しながら、自らが学び、育つことで子どもたちの生きる力を育む義務教育の充実を図ります。

また、障害のある子どもの社会的な自立※や社会参加に向け、障害の種別、程度、発達段階などに応じた専門的な指導・支援の充実を図ります。

【四つの“つながり”を重視した教育の展開】

○目指す姿の“つながり”

心身の発達の段階や特性を踏まえ、幼児教育※、小中一貫教育※（小・中学校）、高等学校教育等を通じて、系統的に資質・能力を育成します。

○異年齢や学校段階等間の“つながり”

異年齢の子どもなど、様々な人々と世代を越えた交流を通して、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を養い、自尊感情※の向上を図ります。

○家庭・地域社会との“つながり”

教育方針や特色ある教育活動の取組、子どもの状況などについて家庭や地域社会の理解を求め、協力を得るとともに、連携を図りながら教育活動を展開します。

○地域の「人・もの・こと」との“つながり”

各中学校区※の特色を生かし、地域の「人・もの・こと」を活用しながら、世界につながる教育、未来につながる教育を展開します。また、多様な学びを子どもたちが地域等で表現する“学びの発信”を大切にします。

指 標

項 目	現 状		目 標	
全国学力・学習状況調査※結果 (全国平均値との差) <R3全国平均正答率> 小6国 64.7% 中3国 64.6% 小6算 70.2% 中3数 57.2% ≪全国学力・学習状況調査≫	R3	小 国語 4.3 中 国語 ▲0.6 小 算数 0.8 中 数学 ▲1.2	R8	小 国語 6.0 中 国語 5.0 小 算数 5.0 中 数学 5.0
将来の夢や目標を持っている児童・生徒の割合 ≪全国学力・学習状況調査≫	R3	小 85.0% 中 76.2%	R8	小 90.0% 中 85.0%
地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある児童・生徒の割合(R3・R4) ≪全国学力・学習状況調査≫ ※R5 から調査項目が変更されたため。	R3	小 57.5% 中 54.9%	R8	小 60.0% 中 57.0%
地域や社会をよくするために何かしてみたいと思っている児童・生徒の割合(R5～) ≪全国学力・学習状況調査≫	R5	小 83.5% 中 73.5%	R8	小 90.0% 中 80.0%
授業でタブレット端末を活用することができる教職員の割合 ≪タブレット端末の使用状況調査及びアンケート調査≫	R3	87.9%	R8	100.0%
タブレット端末を活用するのは勉強に役立つと考える児童・生徒の割合 ≪全国学力・学習状況調査≫	R3	小 94.9% 中 94.3%	R8	小 96.0% 中 96.0%
自分の考えや気持ちなどを英語で伝え合うことのできる児童・生徒の割合 ≪全国学力・学習状況調査≫	R3	小 77.5% 中 70.7%	R8	小 80.0% 中 75.0%
自分にはよいところがあると思っている児童・生徒の割合 ≪全国学力・学習状況調査≫	R3	小 80.2% 中 80.9%	R8	小 85.0% 中 85.0%
学校に行くのは楽しいと思う児童・生徒の割合 ≪全国学力・学習状況調査≫	R3	小 82.8% 中 81.9%	R8	小 90.0% 中 90.0%
運動やスポーツが好きな児童・生徒の割合 ≪全国体力・運動能力、運動習慣調査≫	R1	小 92.0% 中 83.7%	R8	小 95.0% 中 85.0%

項 目	現 状		目 標	
1か月の間に本を1冊も読んでいない児童・生徒の割合 《広島県児童生徒学習意識等調査》	R3	小 8.9% 中 21.6%	R8	小 2.0%以下 中 8.0%以下
興味・関心があることや学習に関することを、本や資料を活用して調べている児童・生徒の割合 《広島県児童生徒学習意識等調査》	R3	小 68.7% 中 57.4%	R8	小 70.0% 中 60.0%
(小) 本を読んで、知りたいことが分かったり、自分の考えを広げたりすることがある児童の割合 (中) 本を読んで、自分の生き方や社会との関わり方について考えることがある生徒の割合 《広島県児童生徒学習意識等調査》	R3	小 76.3% 中 61.6%	R8	小 80.0% 中 65.0%
日々の業務の中で充実感を得られていると感じる教職員の割合 《学校の業務改善に係るアンケート調査》	R2	84.5%	R8	100.0%

施策1 幼児教育の充実

呉市の子育て担当部局や保育所、幼稚園、認定こども園などと連携し、幼児教育※における子どもの育ちと学びが、小学校以降の学習と円滑につながるよう努めます。

【主な取組】

◆ 体験を重視した教育の推進

遊びや生活の中で、諸感覚を働かせながら試行錯誤し、充実感や満足感を味わうことができるよう、一人ひとりの子どもの実態に合わせた意図的・計画的な環境構成を工夫します。

◆ 義務教育とつなぐ幼児教育※の推進

保育所、幼稚園、認定こども園などと小学校との合同行事や合同研修会の実施の促進、返事や挨拶ができる子どもの育成や、絵本に親しむ活動に係る取組を推進するとともに、保育士・教職員等の資質の向上を目指した各種研修会の充実を図ります。

また、保健・医療・福祉・教育等の専門機関との円滑な連携の下、共通理解を図りながら障害のある子どもへの支援の充実を推進します。

◆ 接続カリキュラム※に基づく教育内容づくりの推進

保育所、幼稚園、認定こども園などから小学校への円滑な接続を目的とした接続カリキュラム※を基に、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有したり、互いの活動内容等の連携を図ったりすることで、生活科※を中心とした、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、乳幼児期の育ちと学びを小学校の学びにつなぐ教育内容づくりを推進します。



園児と小学生の交流

施策2 小中一貫教育を基盤とした「つながり」を重視する教育の推進

「未来を創る人材の育成」を目指した教育活動を展開し、新しい時代に求められる資質・能力を育成します。その際、「目指す姿」「異年齢や学校段階等間」「家庭・地域社会」そして「地域の人・もの・こと」の四つの“つながり”を重視し、各中学校区※の特色を生かした取組を進めます。

【主な取組】

◆ 小中一貫教育※の推進

義務教育9年間の目指す児童・生徒像や育成を目指す資質・能力を明確にし、異年齢で取り組む小中合同挨拶運動や地域クリーン活動、地域防災訓練などの中学校区※の特色を生かした取組や、小・中学校の教職員合同で行う授業改善を推進します。これらの取組を通して、小学校と中学校との連携、学校と家庭や地域社会との連携を深めながら、新しい時代に求められる資質・能力の育成を目指します。

加配講師※等による小・中学校間の乗り入れ授業※やカリキュラム・マネジメント※の充実に向けた研修、研修成果の共有を目的とした公開研究会等を実施し、義務教育9年間を見通した指導の充実を図ります。



中学校から小学校へ乗り入れ授業

◆ 義務教育学校※の教育の展開

平成30年7月豪雨で被害を受けた天応中学校は、天応小学校の敷地内に仮移転していますが、令和5年4月に両校を一体化して義務教育学校※を開設します。新しい義務教育学校※では、9年間を通じた教育課程を編成し、より系統的な教育を目指します。

◆ 「人・もの・こと」を活用した教育の活性化

教職員以外の専門スタッフ、地域の素材や学習環境といった、地域や市内外の高等教育機関等の「人・もの・こと」を効果的に活用し、教育活動の質の向上を図ります。

施策3 特別支援教育※の推進

障害のある子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、障害の状態や発達段階に応じたきめ細かな指導・支援を行うことで、子どもたちが生活上・学習上の困難を克服し、自立※や社会参加ができるよう努めます。

【主な取組】

◆ 特別支援学級指導員の配置

小・中学校の特別支援学級※に在籍する子どもの教育的ニーズに対応した指導の援助を行うため、特別支援学級指導員を配置します。

この指導員は、主に基本的な生活習慣を身に付けるための指導の援助、健康・安全の確保、教室間の移動の援助、学校行事等での指導の援助などを行います。

◆ 学校教育指導補助員の配置

小・中学校の通常学級に在籍する発達障害※のある子どもへの指導の援助を行うため、学校教育指導補助員を配置します。

この指導補助員は、主に学習活動における指導の援助、学校生活を送る上での援助、学校行事等での指導の援助などを行います。

◆ 専門家による巡回相談

発達障害※に関する知識を有する専門家による小・中・高等学校への巡回相談を実施するなど、発達障害※のある子どもへの支援を充実させます。

◆ 就学相談・教育相談の充実

就学相談・教育相談を通して、子どもたちの発達の状況に応じた適切な就学先を決定し、「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」を活用して、保育所、幼稚園、認定こども園などと小・中学校との連携を深めます。



特別支援学級での個に応じた指導

施策4 ICTを活用した教育の推進

GIGAスクール構想[※]の実現のため、一人1台の学習用タブレット端末と通信ネットワーク環境を整備しました。

今後も、情報活用能力[※]を社会で活用できる子どもたちを育成するために、時代に合った学びを支えます。

【主な取組】

◆ 学校ICT[※]環境の充実

教職員や子どもたちのタブレット端末活用をサポートするICT[※]支援員の派遣や、タブレット端末活用時のトラブルに対応する問合せ窓口（民間事業者と契約）の活用により、子どもたちの学びを支える学校ICT[※]環境を充実させます。

また、デジタル教材[※]の導入を推進するとともに、教職員の更なるICT活用指導力[※]向上を目指して、研修の充実を図ります。

◆ タブレット端末を活用した教育の推進

授業支援アプリやオンライン会議システムなどのタブレット端末の機能を活用した教育を推進することで、子どもたちの学びの充実を図り、新しい時代に即した情報活用能力[※]を育成します。

タブレット端末の活用にあたっては、特に個人情報・著作権の保護などが必要となるため、自分も他人も傷つけないよう、情報モラル[※]に関する指導を徹底するとともに、家庭に対しても継続して啓発を行います。

また、タブレット端末で動画や音声など多様なデジタル教材[※]を活用することで、特別な支援が必要な子どもや外国籍等の子どもなどを含め、誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学び[※]を目指します。



タブレット端末を操作する
小学校1年生

◆ 感染症や災害等の事態に対応したオンライン授業[※]

感染症や災害等による緊急事態で登校できないような場合でも、ICT[※]機器を活用したオンライン授業[※]などにより、子どもたちの学びを保障するよう取り組みます。

施策5 英語教育の推進

グローバル社会を主体的に生き抜くために必要な英語を用いたコミュニケーション能力を育成するとともに、異文化理解を深め、言語の違い等の多様性を受け入れ、国際的な視野を広げることができるよう、英語教育の充実を図ります。

【主な取組】

◆ 外国人講師や加配講師※による英語指導

外国人講師（英語のネイティブスピーカー※）や外国語活動・外国語科の授業を担当する加配講師※が、学級担任等と共に授業を行うことで、子どもたちが生きた英語に触れる機会を増やし、英語力の向上と国際理解教育の充実を図ります。



外国人講師（ALT）による外国語の授業



外国人講師（ALT）とのコミュニケーション

◆ 中学校教員が小学校に乗り入れて行う英語授業

中学校教員が、その専門性を生かしながら小学校に乗り入れて小学校教員と合同で英語授業を行うことで、小・中学校間の円滑な接続を図り、子どもたちの英語力の向上を目指します。

施策6 豊かな心と体を育てる体験活動の充実

地域の施設や文化財などの見学，地域等の講師による専門的な指導など，子どもたちの心を動かす体験活動を充実させることで，豊かな感性と郷土を愛する心を育みます。

また，子どもたちが運動に親しみ，体力の向上を図る取組を進めます。

【主な取組】

◆ ふるさと文化探訪などによる郷土を愛する心の育成

国の重要文化財である旧呉鎮守府司令長官官舎※（入船山記念館内），重要伝統的建造物群保存地区※に指定されている豊町御手洗地区※，呉の歴史や科学技術を紹介している大和ミュージアム※などを探訪し，呉の文化や歴史に触れることで，子どもたちの郷土を愛する心を育みます。

◆ 文化芸術体験

呉市立美術館・蘭島閣美術館の見学で美術作品に触れたり，オーケストラ鑑賞教室や地域等の講師による洋楽鑑賞会・邦楽鑑賞会などで世界各国の音楽や我が国の伝統的な音楽に触れたりすることを通して，子どもたちの豊かな感性を育みます。

◆ トップアスリートの派遣

国内外で活躍する選手やコーチなどのトップアスリート等による体育授業や運動部活動における指導を実施し，子どもの運動意欲の向上や技能の習得，教職員の指導力向上を図ります。



トップアスリートによる体育の授業

◆ 部活動指導員の配置

中学校に，専門的な知識・技能を有する部活動指導員を配置し，生徒の体力・能力に応じた適切な練習法の導入など運動部活動の質的な向上を図ります。

施策7 読書活動の推進

子どもにとって、読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を確かなものにするものです。乳幼児期から発達段階に応じ、学校と家庭や地域が協力して、「本に親しむ」「目的に応じて読む」「本から学び自らの考えを深める」ことを重視した取組を進めます。

【主な取組】

◆ 読書習慣の形成に向けた取組

乳幼児期からの本の読み聞かせや推薦図書の紹介など、家庭への啓発活動を継続的に行います。

また、「『子ども司書』養成講座※」や「ブックリスト読書感想文※」などのイベントを開催したりすることで、読書好きな子どもを増やします。



子ども司書養成講座での図書館実地研修



ブックリスト読書感想文入賞者表彰式

◆ 学校図書館の利活用

各教科等において学校図書館の利活用を促進し、子どもたちの主体的な学習を支え、言語能力や情報活用能力※などを学校全体で計画的かつ体系的に育みます。

◆ 読書習慣の形成を支える環境整備

学校図書館だけでなく、市立図書館やまちづくりセンターなどの蔵書の整備・充実を図るとともに、子どもが進んで本を選べるような環境づくりに努めます。

また、学校において読書活動を推進するボランティアが交流する機会を設けることで、読書活動の充実に向けた取組を支援します。

施策8 教職員・組織の活性化

教職員の資質・能力の向上を図るとともに、教職員一人ひとりが健康で生き生きとやりがいを持って働くことのできる環境づくりを進めます。

【主な取組】

◆ 働き方改革の推進

I C T^{*}活用による業務改善を進めるなどして学校における働き方改革を推進し、教職員の子どもたちと向き合う時間の確保と長時間勤務の縮減を図ります。

◆ 教職員の育成と組織の活性化

広島県教育委員会と連携しながら、教職員の職務経験や求められる役割に応じ、ニーズに合わせた研修の充実を図ります。

また、教職員一人ひとりの学校運営に参画する意識を高め、学校の教育力の向上を図ります。



ステージキャリアに合わせた研修



I C T活用による業務改善

基本施策2 高等学校教育の充実

呉市立呉高等学校は、呉市唯一の市立高校であり、呉・賀茂地区※で唯一の総合学科を持つ高校です。総合学科とは、普通教育と工業・商業等の職業教育の両方を総合的に学ぶことができる学科で、幅広い選択科目の履修が可能となっており、生徒が将来の進路選択の自覚を深め、様々な学習を通して自分の個性や適性を発見することができます。

呉高等学校では、生徒個々の希望と適性に応じた学びを推進するとともに、地域課題を発見し、その解決に貢献しようとする意識を高めるための教育活動を広汎に展開します。こうした実践を通じて、持続可能な社会の担い手として、新たな価値を生み出す力を磨く、総合学科の特色を生かした高等学校教育の充実を図ります。

指 標

項 目	現 状		目 標	
呉高等学校に行かせてよかったと感じている保護者の割合 《学校評価(学年末)アンケート》	R2	94.5%	R8	96.0%
年間1回以上ボランティア活動に参加した呉高等学校生徒の割合 《学校評価年度末結果》	R1	71.0%	R8	80.0%

施策9 総合学科の特色を生かした教育の推進

呉高等学校では、地域社会のニーズや生徒の興味・関心が多様化するなど、様々な課題が複雑化、高度化する先行き不透明な社会において、力強く生き抜き、社会に貢献する人材を育成するための取組を進めます。

【主な取組】

◆ 多様な科目選択による学際的な学びの展開

総合学科の特色を最大限に生かし、生徒が興味を持ち、必要とする科目を選択できるようなカリキュラムの開発と実践を行います。そのために、市内外の関係機関等と連携しながら複数の教科の知識が関連するような学際的な科目※を設定するなど、市立高校ならではの教育内容づくりを推進します。

◆ ESD※・SDGs※を基軸とした教育内容づくりの推進

ESD※・SDGs※を基軸とした、「総合的な探究の時間」や呉高等学校で独自に設定した科目である「防災」や「福祉基礎」などの授業を通して、地域課題を発見し、それを解決する意欲と実践力を備えた、持続可能な社会づくりに貢献する人材を育成します。



「防災」授業における外部講師による
ロープワーク実習

◆ ICT※機器を活用したより探究的な学習※の充実や個別最適化された学び※の実現、情報活用能力※の育成

全ての生徒が学習用タブレット端末を活用した授業を受けられるよう校内体制を整備するとともに、ICT※機器を活用した授業改善を進め、より探究的な学習※の充実や個別最適化された学び※の実現を図ります。

また、教育活動全体で情報モラル※を身に付けさせるとともに、情報と情報技術を適切に活用して問題の発見・解決を行う学習活動を通して、これからの情報社会に主体的に参画するための情報活用能力※を育成します。

施策10 自立と社会貢献への意識を育てる教育の推進

部活動や学校行事を充実させるとともに、生徒にボランティア活動への参加を促すことなどにより、自立と社会貢献への意識を育みます。

【主な取組】

◆ 部活動・学校行事の充実による自主性・自立性の育成

部活動や学校行事を通して、学校生活を充実させるとともに、心身の調和の取れた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としての自主性・自立性を養います。



全国高等学校野球選手権（夏の甲子園）
広島大会



文化祭

◆ ボランティア活動への積極的参加による社会貢献の意識の醸成

地域活動への参加を通して、地域の願いや社会問題に対する関心を深め、社会貢献への意欲と実践力を高めます。



呉子ども祭りボランティア
(スライム作りブース)



呉子ども祭りボランティア集合写真

基本施策3 安全・安心な教育環境の充実

学校は、子どもたちが1日の大半を過ごす学習・生活の場であることから、学校施設の老朽化対策や快適性の向上に向けた取組を計画的に進めます。あわせて、登下校時の安全確保や就学支援、通学支援などに取り組むことにより、子どもたちが安全・安心に学ぶことができる教育環境の充実を図ります。

いじめや暴力行為、不登校※などを防止するため、教育活動を通じて豊かな情操や道徳心を培うとともに、いじめの早期発見・早期対応の体制の充実などの対策を総合的かつ効果的に推進します。

「自分の命は自分で守る」力を育成するために、防災教育を推進します。

指 標

項 目	現 状		目 標	
小・中学校トイレの洋式化率 《公立学校施設のトイレ状況調査》	R2	32.5%	R8	91.4%
不審者情報を基に児童・生徒へ安全指導を実施した学校の割合 《学校安全に関する取組状況調査》	R2	100.0%	R8	100.0%
不登校児童・生徒の割合 《児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査》	R1	小 0.6% 中 2.3%	R8	小 0.5% 中 2.0%
自分が住む地域に起こりやすい災害について理解している児童・生徒の割合 《「呉市学校防災週間」取組内容調査》	R3	小 — 中 —	R8	小 100.0% 中 100.0%
災害時に避難する場所や避難の仕方について理解している児童・生徒の割合 《「呉市学校防災週間」取組内容調査》	R3	小 — 中 —	R8	小 100.0% 中 100.0%

施策11 安全・安心で快適な環境整備

子どもたちが安全に、安心して、快適に学校生活を送ることができるよう、学校施設の老朽化対策や設備の充実等の環境整備を推進します。

また、登下校時等の安全確保に努め、学校の内外で発生する事故や犯罪、交通事故などから子どもたちを守ります。

【主な取組】

◆ 学校施設の長寿命化※

令和3年3月に、学校施設を将来にわたって長く使い続けるため、適切な改修工事を施すことなどにより耐用年数を延ばすことができるよう「呉市立学校施設長寿命化計画」を策定しました。この計画に基づき、学校施設や設備の老朽化に対応した長寿命化改修※を行います。

◆ ユニバーサルデザイン※に配慮した安全・安心で快適な教育環境づくり

障害の有無、性別、国籍などにかかわらず全ての人々が利用しやすいユニバーサルデザイン※に配慮した教育環境づくりを推進します。学校施設・設備においては、洋式トイレへの改修やエレベーターの設置、段差解消、適切なスロープ・手すりの設置等のバリアフリー化を進めます。

また、熱中症対策等に対応し、子どもたちが快適に学習できるよう、空調設備の整備を推進します。

◆ 登下校時や休日等の安全確保

通学路における安全点検を実施し、必要に応じて関係機関に対し危険箇所の改善要望をするなど、関係機関と連携し安全確保に努めます。あわせて、交通安全教室や自転車教室を実施するなど、子どもたちに交通安全指導を徹底します。

また、子どもたちが危険を感じたときに駆け込める緊急避難所「呉こども110番の家」の活動や、不審者情報を保護者や地域住民などの登録者にメール配信して情報共有を図る取組などを通じて、子どもを見守る安全活動の体制を構築します。

施策12 就学等への支援

家庭環境など様々な要因により支援を必要とする子どもたちを支えるため、一人ひとりの状況に応じたきめ細かい取組を行います。

【主な取組】

◆ 経済的に困っている家庭への就学支援

子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、経済的に困っている家庭に、給食費や学用品費など、就学に必要な費用の一部を援助します。

◆ 遠距離等通学費に対する支援

遠距離等の理由により、徒歩・自転車による通学が困難な場合に、学校長が公共交通機関を利用して通学することを認めることがあります。このときの通学定期代を補助することで、子どもの通学手段を確保し、保護者の経済的負担を軽減します。

◆ スクールバス・スクールタクシーによる通学支援

徒歩・自転車による通学や、公共交通機関を利用しての通学が困難な地域の子どもの通学手段を確保するため、呉市がスクールバスやスクールタクシーを運行します。

◆ 母国語通訳による支援など外国籍等の子どもの受入体制の充実

授業や懇談会における母国語通訳による支援や学校通信等の翻訳、学習や生活に関する支援により、教職員と子どもたちや保護者との円滑な連携を図り、受入体制の充実に努めます。



施策13 いじめなどの問題行動や不登校への取組

子どもたちの健全な成長を促し、自己指導能力[※]の育成を目指すとともに、安全で安心な学校生活を実現するために、いじめや不登校[※]等に対する生徒指導体制[※]の充実を図ります。

【主な取組】

◆ 早期発見・早期対応の体制の充実

いじめ撲滅キャンペーン[※]やいじめ撲滅プロジェクト会議[※]などを通じて、いじめや暴力行為を許さない意識を醸成します。

いじめが発見された場合は、いじめ対応チーム[※]を直ちに立ち上げ、早期解決に向けた組織的体制を構築します。

また、子どもたちが安心して学校生活を送るため、いじめアンケートを実施したり、教育相談の充実を図るなどして、実態の把握に努めます。



いじめ撲滅キャンペーン時のあいさつ運動

◆ スクールカウンセラーの派遣

不登校[※]等の課題に対応するため、子どもとその保護者や教職員の相談役として専門的な立場から支援するスクールカウンセラーを学校に派遣します。

◆ スクールソーシャルワーカーの派遣

様々な問題を抱えている子どもとその保護者に対して、学校と福祉機関等とのネットワークを活用した効果的な支援を行い、指導上の諸課題の解決を図るため、教育や福祉に関する専門的な知識・技術や経験を有するスクールソーシャルワーカーを学校に派遣します。

◆ 教育支援センター[※]の運営

不登校[※]の子どもが学校以外に活動できる場所として、教育支援センター[※]（つばきルーム）を運営します。カウンセリング，集団生活への適応指導，学習の援助等を行います。

◆ **スペシャルサポートルーム※の設置**

学校内にスペシャルサポートルーム※をつくり、適切な学習支援等を行うなど、不登校※の未然防止と社会的自立に向けた支援の強化・充実を図ります。



スペシャルサポートルームでの授業



スペシャルサポートルームでの学習指導

◆ **生徒指導の実践上の視点を生かした授業づくり**

生徒指導の実践上の視点（自己存在感の感受，共感的な人間関係の育成，自己決定の場の提供，安全・安心な風土の醸成）を生かした授業づくりを行い，子どもたちの自己指導能力※を育成します。

施策14 防災教育の推進

頻発する自然災害に対して、子どもたちが「自分の命は自分で守る」ために主体的に行動する能力を身に付ける取組を推進します。

また、過去の災害の経験や記憶を風化させることなく教訓として未来への継承に取り組めます。

【主な取組】

◆ 呉市学校防災週間

平成30年7月豪雨災害の経験や記憶を風化させることなく次代へ継承していくため、毎年7月6日を含む1週間を呉市学校防災週間と位置付け、平成30年7月豪雨災害の話を地域住民から聞いたり、道德の授業で「命に関わる授業※」を実施したりするなど、各学校の実情に応じて防災に向けた取組を行います。

◆ 「呉市防災教育のための手引き」の活用

義務教育9年間を見通した土砂災害等に関する防災教育カリキュラム等を示した「呉市防災教育のための手引き」を活用して防災教育を行い、子どもたちの「自分の命は自分で守る力」の育成を推進します。



地域で管理されている防災倉庫の見学



各学校の実情に応じた防災教育の授業の実施

第5章 施策の推進に当たって

1 関係機関・団体等との連携

本計画に掲げた施策を効果的かつ総合的に推進していくため、文化・スポーツ・福祉・市民生活などの各分野を所管する市長部局を始め、広島県教育委員会や市内外の高等教育機関などの関係機関と緊密な連携を図ります。

また、社会総ぐるみで教育環境を整えていくために、学校・家庭・地域や教育関係団体等との連携を図るとともに、市民との協働による施策の推進に取り組みます。

2 積極的な情報発信

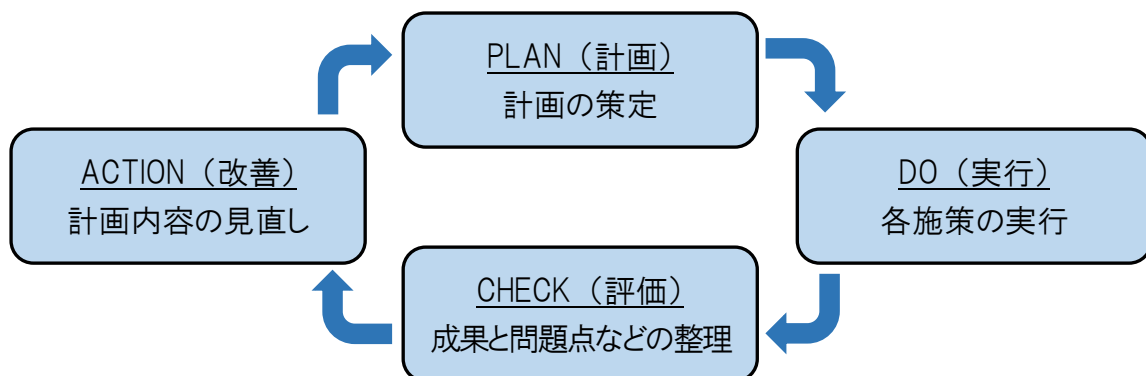
本計画を市ホームページに掲載する等により、本市の教育行政が目指す方向性や施策の内容等について周知を図ります。

また、教育委員会が実施する施策・事業について、積極的に情報発信するとともに、市民ニーズの把握に努めます。

3 計画の進捗管理

今後は、客観的な根拠に基づくPDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）を確立し、本計画の推進に努め、事業の進捗管理では個別施策の進捗状況に加え、本計画全体の成果についても総合的に評価し、改善につなげます。

また、社会情勢や市民ニーズの変化などに柔軟に対応できるよう、必要に応じて計画を見直します。



資料編

用語解説

【アルファベット】

E S D	P21	イー・エス・ディー。 Education for Sustainable Development（持続可能な開発のための教育）の略。持続可能な社会づくりの担い手を育む教育のこと。
G I G Aスクール構想	P4 P15	一人1台のP C端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することにより，多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく，公正に個別最適化された創造性を育む学びを全国の学校で実現しようとする国の構想のこと。
I C T	P4 P9 P15 P19 P21	アイ・シー・ティー。 Information & Communications Technology（情報通信技術）の略。「I T（情報技術）」がハードウェアやソフトウェア，インフラなどコンピュータ関連技術そのものを意味するのに対し，「I C T」は，通信によりコンピュータ関連技術を応用・活用することに重きを置いた語。
I C T活用指導力	P15	「教材研究・指導の準備・評価・校務などにI C Tを活用する能力」「授業にI C Tを活用して指導する能力」「児童・生徒のI C T活用を指導する能力」「情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力」の四つの能力。
S D G s （持続可能な開発目標）	P4 P21	エス・ディー・jeeズ。 Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で記載された2030年までの国際目標。

Society5.0	P9	ソサエティ 5.0。 「第5 科学技術基本計画」（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）において我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された，狩猟社会（Society1.0），農耕社会（Society2.0），工業社会（Society3.0），情報社会（Society4.0）に続く，サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより，経済発展と社会的課題の解決を両立する，人間中心の社会（Society）のこと。
------------	----	---

【あ行】

いじめ対応チーム	P26	各学校が策定した「学校いじめ防止基本方針」に従って，いじめの未然防止から事後対応等様々な取組を推進する教職員や関係機関・専門機関のチーム。
いじめ撲滅プロジェクト会議	P26	学校の実情に応じ，学校におけるいじめの防止等に関する取組を体系的・計画的に進めるための，教職員，児童・生徒，保護者，地域住民等から成る会議。
いじめ撲滅キャンペーン	P26	児童・生徒一人ひとりが，児童会・生徒会を中心とした主体的な活動を通して，いじめに対する問題意識を高め，いじめは絶対に許さないという心を育むため，各学校において年 2 回実施する取組。いじめを題材にした道徳授業，いじめ撲滅標語の作成，挨拶運動，いじめを題材にした寸劇等を実施。
命に関わる授業	P28	道徳科において，生きていることのすばらしさや生命は一つしかないことなど，生命の尊さについて取り扱う授業。

オンライン授業	P15	同時双方向型のオンラインを活用した学習指導や、課題の配信・提出，教員による質疑応答及び児童・生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導のこと。
---------	-----	--

【か行】

学際的な科目	P21	内容が複数の異なる学問分野にまたがっている科目。
--------	-----	--------------------------

学習指導要領	P6	全国のどの地域で教育を受けても，一定の水準の教育を受けられるようにするため，学校教育法等に基づき定められた，各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準。
--------	----	--

加配講師	P13	学校の円滑な経営を支援したり，専門性を生か
	P16	した授業を行ったりするために配置している非常勤講師。

カリキュラム・マネジメント	P13	学校の教育目標の実現に向けて，子どもや地域の実態を踏まえ，教育課程（カリキュラム）を編成・実施・評価し，改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと。
---------------	-----	--

義務教育学校	P13	小学校課程から中学校課程までの9年間の義務教育を一貫して行う学校。
--------	-----	-----------------------------------

旧呉鎮守府司令長官官舎	P17	明治38年，入船山に建築。和館と洋館を接合した木造平屋建てで，歴代の呉鎮守府司令長官官舎として使用された建物。
-------------	-----	---

教育支援センター	P26	不登校等児童・生徒に対して，カウンセリング，集団生活への適応，情緒の安定，学習活動，基本的生活習慣の改善等のための相談・支援等を組織的，計画的に行うことにより，児童・生徒の社会的自立を目指すため，学校の外に開設する教室（本市では中央・延崎・安浦の3か所に開設）。
----------	-----	---

呉・賀茂地区	P20	呉市・東広島市・江田島市を合わせた地区の総称。
「子ども司書」養成講座	P18	児童の中に読書活動を推進するリーダーを養成することを目的として、小学校第5・6学年児童を対象とする、呉市立図書館での実地研修や各学校での活動等を行う講座。
個別最適化された学び	P9 P15 P21	多様な子どもの一人ひとりの個性や置かれている状況に最適な学び。
【さ行】		
自己指導能力	P26 P27	児童・生徒が自ら判断し、行動し、その結果に責任を持つこと。
自尊感情	P9	自己に対して肯定的な評価を抱いている状態。
重要伝統的建造物群保存地区	P17	伝統的な建造物群及びこの周辺の環境を保存するために市町村が指定した地区の中から、特に国が選定する価値の高い地区。
小中一貫教育	P7 P9 P13	小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す教育（小中連携教育）のうち、小・中学校段階の教員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育。
情報活用能力	P4 P9 P15 P18 P21	世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力。
情報モラル	P4 P15 P21	情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度のこと。

自立	P9 P14	児童・生徒がそれぞれの障害の状態や発達の段階等に応じて、主体的に自己の力を可能な限り発揮し、よりよく生きていこうとすること。
人工知能（A I）	P4	人工的な方法による学習，推論，判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術。A I は Artificial Intelligence（人工知能）の略。
スペシャルサポートルーム	P27	不登校，不登校傾向及び特別な支援が必要な児童・生徒に対し，一人ひとりの状況に応じた支援を行うための校内適応指導教室。略して S S R（エス・エス・アール）。
生活科	P12	小学校低学年に設けられた教科で，自分自身の生活や成長に関する内容等を学び，児童が自立し生活を豊かにすることを目指す学習。
生徒指導体制	P26	学校内の組織，教職員間の連携，学校全体の協力体制，組織内のリーダーシップやマネジメントの状況，メンバーの役割分担と意欲，学校と保護者との関係性，さらには関係機関等との連携など，各学校の生徒指導の全体的な仕組みや機能のこと。
接続カリキュラム	P12	保育所・幼稚園・認定こども園が中心となって編成する年長児のカリキュラムと，小学校が中心となって編成する小学校第 1 学年のカリキュラムとの「つながり」「接続」を意識して編成されたカリキュラム。
全国学力・学習状況調査	P10	文部科学省が，全国的に子どもたちの学力状況を把握するために，国・公・私立学校の小学校第 6 学年及び中学校第 3 学年の全児童・生徒を対象に実施する調査。

【た行】

探究的な学習	P21	自ら問いや課題を見付け、情報を収集・整理・分析し、他者と議論・協働しながら解決していく学習。
中一ギャップ	P9	小学校から中学校に進学した際に、新しい環境での学習や生活にうまく適応できないこと。
中学校区	P9 P13	中学校と、その中学校を進学先とする小学校を組み合わせたグループ。
長寿命化	P24	建物を将来にわたって長く使い続けるため、耐用年数を延ばすこと。
長寿命化改修	P24	長寿命化を行うために、物理的な不具合を直し耐久性を高めることに加え、機能や性能を求められる水準まで引き上げる改修を行うこと。
デジタル教材	P15	電磁的記録として作成される教材。
特別支援学級	P14	小学校、中学校等において、障害のある児童・生徒に対し、障害による生活上・学習上の困難を克服するために設置される学級。
特別支援教育	P14	障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活上・学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育。

【な行】

ネイティブスピーカー	P16	その言語を母語とする話し手。
乗り入れ授業	P13	中学校教員が専門性を生かした授業を小学校で行ったり、生徒をよく知っている小学校教員が授業を中学校で行ったりすること。

【は行】

発達障害	P14	生まれつきみられる脳の働き方の違いによる、自閉症、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害など、脳機能の発達に関係する障害。
ブックリスト読書感想文	P18	子どもたちが魅力的で楽しい本と出会うきっかけづくりとなるよう実施する、呉市立図書館の図書館司書が選定したブックリスト（推薦図書リスト）による読書感想文コンクール。
不登校	P4 P23 P26 P27	何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由を除く。）。

【や行】

大和ミュージアム （呉市海事歴史科学館）	P17	戦艦「大和」を建造した軍港，日本一の海軍工廠のまちとして栄え，戦後は，世界最大のタンカーを数多く建造する明治以降の「呉の歴史」と造船・製鋼を始めとした各種の「科学技術」を紹介している施設。
豊町御手洗地区	P17	江戸時代の中頃から幕末にかけて形成された伝統的建造物や歴史的港湾関係遺構，町の形態や構造をよく残している区域。
ユニバーサルデザイン	P24	あらかじめ，障害の有無，年齢，性別，人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。
幼児教育	P2 P7 P9 P12	保育所・幼稚園・認定こども園等における教育，家庭における教育，地域社会における教育など，0歳児から小学校就学前の子どもに対する教育を総称したもの。

呉市教育振興基本計画
(令和4年度～令和8年度)

編集・発行 呉市教育委員会
(教育部 教育総務課)
呉市中央4丁目1番6号
電話 (0823) 25-3444

<https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/14.html>

